

地方公共団体が保有する個人情報

個人情報ファイル簿が作成され、公表される個人情報

本人又は第三者の権利利益を害するおそれのない個人情報

所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼす恐れのない個人情報

作成組織において加工した
非識別加工情報の活用目的

○重点分野における活用

(電子行政、健康・医療・介護、
観光、金融、農林水産、ものづくり、
インフラ・防災・減災等、移動)

○研究開発目的による活用

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。

